

都市農業センター市民農園使用者募集

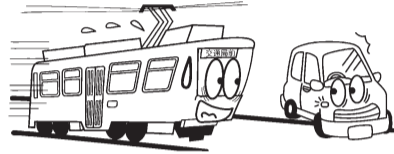
区分	対象	面積	使用料(年額)	使用期間	募集区画数
家族用	市内に住む農家以外の世帯	20㎡	3600円	1年	12
				3年	250
団体用	市内の事業所、地域の団体・幼稚園・学校など、3人以上で構成する団体	50㎡	9000円	3年	12
車いす使用者用	市内に住み、家族用区画の使用が困難な世帯	10㎡	1800円		

※家族用の使用期間が1年の区画は、令和4～6年度に同センターの市民農園を使用していない世帯が対象
 ※1世帯・1団体につき1区画まで
申申し込みフォームで2月16日までに同センター☎238-2666へ



市電は急には止まれません！

- ◇市電軌道敷内に進入するときは必ず自分の目で確認を
- ◇車で軌道敷のある交差点を右折するときには後ろから電車が来ないか必ず確認しましょう



【交通局電車事業課☎257-2116FAX257-2119】

物価高騰の影響を受ける低所得者世帯への給付金

①物価高騰対応給付金

対令和6年度の住民税非課税世帯
 ◇支給額…1世帯あたり3万円



②物価高騰対応給付金(子ども加算)

対①に該当する世帯の18歳までの子ども
 ◇支給額…子ども1人あたり2万円



◇①②いずれも7月31日(消印有効)までに、今月下旬から市が送付する確認書などの返送を
 ※手続きが不要な世帯には、はがきでお知らせします



【物価高騰対応給付金コールセンター☎216-7100】

各種相談のお知らせ(無料)

●年金相談(予約制)

街角の年金相談センター鹿児島☎225-0131

●消費生活相談(悪質商法、契約トラブルなど)

市消費生活センター☎808-7500 9時～17時15分
 消費者ホットライン☎188 10～16時(土・日曜日、休日可)

●交通事故・暴力団排除相談

市民相談センター☎216-1211 9～12時、13時～15時45分
 ※事前に電話連絡が必要

●犯罪・交通事故などの被害相談

かごしま犯罪被害者支援センター☎226-8341
 10～16時(日・月曜日、祝日を除く)



詐欺的な通販サイトに注意

◇価格の安い通販サイトで商品を購入したが、「商品が届かない」、「偽物・粗悪品だった」といった相談が寄せられています
 ◇値段が極端に安い、サイトに運営情報(住所・電話番号など)の記載がない、支払い先が個人名義の口座などのときは注意が必要です



市消費生活センター☎808-7500FAX808-7501

国民健康保険・後期高齢者医療保険

所得申告のお願い

◇国保税は毎年加入者の前年中の所得に基づいて計算されま
 ず ◇世帯主や国保加入者に未申告の人がいると、法定軽減が適用されないなど正しい計算ができないため、所得のない人も期限内の申告をお願いします ◇申告が必要な人や申告会場などは3面をご覧ください **問**国民健康保険課☎216-1229FAX216-1200



後期高齢者医療保険料の口座振替への変更

◇6月分からの特別徴収(年金からの支払い)を中止し、口座振替を希望する人は、3月3日までに納付方法変更申出書の提出を(年度内の保険料総額は変わりません) **要**保険証が資格確認書と通帳、通帳印(本人以外の口座から引き落としを希望するときは、本人の印鑑も必要) ◇引き続き特別徴収を希望する人や、申出書を提出済みの人は手続き不要 **問**長寿支援課☎216-1268FAX224-1539か各福祉課・保健福祉課



高齢者・医療支援

高齢者向けデジタル相談会

内スマートフォンやインターネットの使い方など **期**①2月14日・②28日の金曜日10～14時 **所**高齢者福祉センター①桜島、②東桜島 **料**無料 ※申し込み不要 ◇詳しくは各高齢者福祉センターなどに設置のチラシか市HP、デジタル戦略推進課☎216-1115FAX216-1117へ



家庭ごみの高齢者等戸別収集サービス(まごころ収集)

対一人暮らしのごみ出しが困難な人で、介護保険法が障害者総合支援法の居宅サービスを利用する、①要介護1以上の人か、②身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを持つ人 ※①②のみで構成される世帯も対象 **料**無料 **申**谷山・喜入地区は南部清掃工場☎261-5588FAX261-1566、それ以外の地区は清掃事務所☎238-0201FAX238-0204へ

まごころ収集のイメージ



①介護施設ボランティアポイント・②高齢者いきいきポイントの転換交付金の申請受け付け

◇ボランティア活動などでたま
 ったポイントを寄付や交付金に換えられます **要**サポーター手帳かいきいき手帳、本人名義の通帳など(寄付の人は印鑑も) ※②は特定(長寿)健診を受診したことが分かる書類も必要(受診者のみ) **申**直接、3月31日までに市社会福祉協議会ボランティアセンター☎221-6072FAX221-6075へ ※火・日曜日、休日を除く



肝炎治療費などの助成

対①B型・C型ウイルス性肝炎の治療費、②肝炎ウイルス検査陽性者の初回精密検査費用、③慢性肝炎・肝硬変・肝がん患者の定期検査費用の一部 ◇ウイルス性肝炎は、治療をしなければ重症化する可能性があるため、早めの治療を **問**県感染症対策課☎286-2724FAX286-5551



老人介護手当・家族介護慰労金

①老人介護手当

対2月1日現在、本市に1年以上住み、要介護3以上で寝たきりか重度認知症の65歳以上の在宅の人を、同居などで6カ月以上介護している人(被介護者も本市に1年以上住み、在宅でない期間が通算で31日を超えないこと) ◇支給額…年額9万円(被介護者が国の特別障害者手当や経過的福祉手当を受給しているときは年額4万5000円) ◇申請期限…7月31日



②家族介護慰労金

対1年間継続して要介護4以上で、その間、介護保険のサービスを利用しなかった(年間7日以内のショートステイの利用は可)65歳以上の人を1年以上介護している人 ※介護者、被介護者ともに本市に住み、住民税非課税世帯の人であること ◇支給額…年額10万円 ◇申請は随時受け付け



①②共

要申請書(市HP)からダウンロード可。民生委員の状況確認欄あり)

【長寿支援課☎216-1267FAX224-1539】